

出に負うのであろう。

個別的公正の総額は各人の拠出によって財源を調達された年金の総額であると仮定され、また、すべての賃金階層の退職労働者は、購入された年金の総額以上に死亡するまで給付を受給するならば、事実上では、すべての退職労働者は、当人達の収入がどれだけであろうと、かれらが個別的公正原則の要求するものだけでなく、あるなんらかの追加的なものを提供されると考えることができる。65歳の平均寿命を与えられ、すでに退職している全労働者は、かれらが「年金のために支払った」ものをはるかに超える老齢給付の受給を期待することができる。この有利な報酬は一般的な経済成長の成果、給付の寛大化、および老齢年金保険の不十分な成熟の賜物である。購入した年金額を超える給付額は、働いている人口によって補助金を提供されている。この補助金 — つまり給付のうち死亡するまでの給付から購入した年金額を差引いたもの — は、「世代間移転」とみなすことができる。

ここでは、社会的妥当性が特殊な方法で用いられていると認められるべきである。伝統的には、社会的妥当性は何とか満足できる最低水準か、もしくは、収入の記録に比較すれば、高賃金の取得者よりも低賃金の取得者に対して比例的により有利な給付を提供する給付算出方式を意味していた。しかし、社会的妥当性は就労人口が退職労働者に提供する世代間移転の額を意味するとも解釈され得る。焦点を絞られた問題は、老齢保険が各種の拠出記録をもつ退職労働者にどれだけの世代間移転を提供するかということになる。

分析は稼働人口が老齢保険制度に大幅な補助金を支払っているということを確証している。1973年に退職した最高の拠出者に対する生涯の給付のうち、67.7%に当る部分はその被保険者によって支払われたのではなく、稼働人口により支払われている。最高のうち50%を拠出する労働者の比率は74.9%

である。換言すれば、稼働人口は最高の拠出記録をもつ退職労働者に、被保険者の支払ってきた額の2.1倍に当る世代間移転で補助金を支払っている。50%の拠出者に対する比率は2.9である。

発見された主要なものは、最高の拠出記録をもつ高賃金階層の労働者が、相対的な表現ではなくて、絶対的な表現で、最高の2分の1の拠出記録をもつ低賃金労働者よりも、世代間移転により大きな金額を提供している。老齢年金制度が年金を「購入するために支払ってきた」よりも退職給付により多くのものを提供する限度では、超過額（世代間移転）をいかに配分するかという決定は、政策的な決定になっている。退職労働者が収入のより少なかった人びとよりも多くの収入を取得していたので、稼働人口はかれらに多額の補助金を支払うべきであろうか？ 人びとは給付水準と収入記録との間における厳格な関係を放棄することにより、また、2つの年金構成要素と世代間移転に終身給付を概念化することによって、財政的な資金をより動的に配分する途を開くことができる。

Individual Equity versus Social Adequacy in Federal Old-Age Insurance, Social Service Review, No.1, 1974, pp.24-38; No.43, '74/75.

老齢者に対する 稼働活動従事の奨励法

(ソ連)

本稿には、老齢年金受給者が、何故報酬を支払われる雇用を手に入れようとするかを確認し、かつ労働を続ける年金受給者の数をつきとめることを目的と

して、モスクワ国立大学の経済学部により実施された2つのプロジェクトの評価が示されている。

1つ目の研究プロジェクトは、雇用を継続する人びとのカテゴリーを明らかにし、かつ就労する理由を確かめることを目指した。そのプロジェクトは大規模と小規模の双方の30事業所で雇用された年金受給者を含んでいた。主要な発見は雇用された年金受給者が、賃金に加えて年金を支払う規則を緩和する条令の実施後に増えたという事実を含んでいた。1969年以後の2年間に、その人数は2倍になった。たとえば、産業のある部門では、それは2倍以上になった。

雇用された年金受給者は、女子の場合に55歳から64歳までの年金受給者の90%で、男子の場合に60歳から69歳までの高齢者の65%である。つまり、かれらのうち大部分の者は、年金年齢に達してから以後の10年間を雇用されている。

産業の各種の部門では、労働人口が急速に高齢化している。1971年に化学産業で新しく年金の受給を認められた人数は、1968年に比較すれば、274%になっていた。その数字は医療部門では159%で、軽工業では130%などとなっていた。

雇用を継続する年金受給者の比率は産業によって異なる。保健部門では、年金年齢に達した人びとの92%が雇用に留まっており、その比率は機械工業で84%、電気機器工業で82%、軽工業で77%である。その比率は賃金に加えて年金を支払う規則の性格によっても異なる。規則が緩和される程度が大きくなるにつれて、雇用を続ける年金受給者の比率は高くなる。しかし、全産業における年金受給者数の合計は、1968年に比較すれば6%増加した。

一般に、年金受給者はかれらが年金年齢に達する以前に雇用された事業所で

雇用を続けることを好んでいる。新しい企業で仕事をする人びとの人数は微々たるものである。

2つ目の調査研究は、年金受給者が報酬を支払われる雇用に就く用意のできている諸条件を発見することを目的として、2カ所のモスクワ地区における雇用されていない年金受給者に焦点を絞られた。8,000人の年金受給者が質問の対象とされた。

1970年にモスクワには、1,379,000人の年金受給者がおり、それは同市の全人口の約19.6%に当たっていた。これらの年金受給者のうち、994,000人が老齢年金受給者で、かれらのうち75%が雇用されていなかった。調査により発見された雇用されている年金受給者の人数は、公式に登録された雇用されている年金受給者の人数より多かった。その理由はある事業所が短期間それらの事業所で就労した年金受給者を登録しなかったということである。これは雇用されていない年金受給者の約15%に当る。結局、公式に登録された雇用されている年金受給者の人数は、総数の39%に増える。

雇用されていない年金受給者の約17%は、雇用に関心を示していた。モスクワでは、さらに約70,000人から90,000人の年金受給者は雇用に就くことができた。雇用に就く用意のできている年金受給者の比率は、年金の受給を認められた直後の年よりも、受給を認められて以後10年の方が高かった。雇用の停止は各産業でよくあることで、また仕事はますます集中的な努力を必要としている。

多数の年金受給者は自宅で従事するか、あるいはパート・タイムで働くことのできる仕事に就く用意ができている（1つの仕事を2つに分け合って働く用意ができている）。

年金受給者が何故雇用を継続したがないかという理由は、そのような例のうち76%が健康状態が悪く、16%が(かれら自身もしくは子供の家政で)家庭の世話をしており、4%が十分な生活水準の状態にあるという例を含んでいる。健康状態の悪いのは、65歳以上の年金受給者の年齢になった人びとの間で多い。女子は男子よりも家庭の世話をする例が多く、その比率は後者の4%に対して前者が20%で、男子は女子よりも社会保障給付の適切さについて言及する例が多く、その比率は後者の3%に対して、前者が5%である。年金受給者のうち、0.2%だけが雇用について管理・運営上の障害があると訴えていた。

筆者達は年金給者のために適切な就労の場所を計画する役割をもつ組織として、経済学者、労働組合代表、および老人医学専門家の委員会を創設するように勧告している。そのような計画は地方レベルの社会保障管理機関もしくは職業安定所で年金受給者に利用できるであろう。

Puti vovlecheniya v obskehestvennoe proizvodstvo
lits pozhilovo vozrasta, Sotsialnoe obespechenie, No.3,
1973, pp. 32-36; No. 45, '74/75.

失 業 保 険

B. Haklay

(イスラエル)

本稿には、概念の発達と段階的な実施の各時期における評価、および関連を有する法律の分析が論述されている。

「労働」の概念は社会経済的とともに個人的な意味をもっており、双方の意

味をしっかりと把握することはイスラエルにおける失業給付制度の歴史的な評価の理解を容易にする。ある意味では、そのような制度はイスラエルで知られている社会保障の概念に属しないかも知れない。社会保障は、主として高齢者もしくは経済的弱者にのみかかるニーズを緩和するものとみなすことはできるが、失業保険は大量失業を引き起こす原因を除去する方向、もしくは、完全雇用の方向を目指している。

歴史的には、失業保険の公的な委員会がその基本的な原則を定めた1949年に遡ることになる。1950年代には、政府は波のように押し寄せた新しい移住者に含まれた失業者を吸収する手段として、救済活動で労働を促進した。1961-1964年の期間には、労働省の管理機関は救済労働と公的な投資計画を優先的に用いながら、その問題に対する法律的な解決に反対していた。

救済労働が仕事のない状態に立向うには不十分であることを証明したのは、1966-1967年の景気後退の結論の1例であった。これらの雇用造出制度は専門職と技術職の人的資源に効果のないことを証明し、公的な労働計画は事実上の適格性にとってなんらの解決にもならなかった。社会的な圧力に直面して、その当時、政府は正式なもしくは法律上の枠組みをなんらもたない失業給付を支払った。

1970年と1971-72年に追加して設けられた2つの委員会は、問題を研究し、新しい勧告を用意した。関連を有するその法律は1972年3月に国会を通過し、1973年1月に施行された。

資格条件は失業直前の360日のうち180日(日雇労働者では150日)間の就労日数を要求している。年齢制限は給付が20歳から男子で65歳、女子で60歳の年金年齢まで支払われるということを示している。若年(15-18歳)の人び